

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 情報開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、以下の表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める情報開示実施手数料の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 情報開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、以下の表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める情報開示実施手数料の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「<u>独立行政法人等情報公開法</u>」<u>という。)</u>第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。</p>	

<p>(新設)</p>	<p>(独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料)</p> <p><u>第15条の3 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「個人情報保護規程」という。)第46条の13の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 個人情報保護規程第46条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額</u></p> <p>イ <u>個人情報保護規程第46条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)</u></p> <p>ロ <u>独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</u></p> <p>ハ <u>独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) 個人情報保護規程第46条の12第2項に規定により準用する同規程第46条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者 次に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該細分に定める額</u></p> <p>イ <u>ロ以外の者 個人情報保護規程第46条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</u></p> <p>ロ <u>個人情報保護規程第46条の9(同規程第44条の12第2</u></p>	
-------------	--	--

	<u>項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者</u> 1 <u>2,600 円</u>	
--	--	--

附 則(平成 29 年 5 月 30 日規程第 17 号)  
この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。